

新型コロナウイルス感染症対策に係る 「練馬区モデル」の展開

第1波～第8波における練馬区の実践



診療所の個別接種をメインに区立施設等での集団接種でカバーする
ワクチン接種体制「練馬区モデル」



感染拡大を防止するために設置
「PCR検査検体採取センター」



自宅療養者を「三つの柱」で支援
「練馬区酸素・医療提供ステーション」

(第 1 版)
令和 5 年 9 月
➡ 練馬区

ごみ収集作業継続のための取組

1 事業概要

区内事業所間の相互支援体制の構築 【実施期間：令和2年4月～継続中】

練馬区環境まちづくり公社と協定を結び、感染により欠勤する職員が増えた場合も収集作業を継続できるよう、清掃事務所（直営）と公社事業所間の相互支援体制を構築した。応援側事業所に感染を持ち帰ることがないようにするため、応援側事業所が被応援事業所から一定地域の収集作業を直接引き受けて収集作業を完結し、事業所間で職員同士が交わらない形で支援を行った。

雇上会社への医療用コロナ検査キットの配付 【実施期間：令和4年2月】

第6波（令和4年2月）では、入手困難になった医療用コロナ検査キット300セットを雇上会社へ配布し、区へ配車する清掃車両の運転手に係る健康管理に活用した。

2 経費の執行状況

-

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・第6波（令和4年2月）、第7波（令和4年7月）においては、感染等による欠勤が急拡大した事業所が発生したが、相互支援体制の実施により、ごみ収集作業を止めることなく、継続して実施することができた。
- ・清掃車の移動では密を避けることが困難であるため、雇上会社では症状のある運転手および罹患が疑われる運転手に医療用コロナ検査キットで感染の有無を確認した上で区へ安定的に配車を行った。また、感染状況の把握を通して運転手を介した区の作業職員の感染も抑えることができたものと考えられる。